

2023年3月3日

お客さま 各位

株式会社ファミリーネット・ジャパン

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金・ガス料金の
特別措置について(2023年3月1日一部変更)**

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまからお申し出があった場合は、電気料金・ガス料金の支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、これまでの特別措置の内容を一部変更し、以下のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

■ 特別措置の変更内容

2022年11月分、12月分、2023年1月分、2月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2023年3月分、4月分を3ヶ月間、2023年5月分、6月分を2ヶ月間、2023年7月分、8月分を1ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020年3月分～2022年10月分	5ヶ月間	
2022年11月分	4ヶ月間	5ヶ月間
2022年12月分	3ヶ月間	5ヶ月間
2023年1月分	2ヶ月間	4ヶ月間
2023年2月分	1ヶ月間	4ヶ月間
2023年3月分	-	3ヶ月間
2023年4月分	-	3ヶ月間
2023年5月分	-	2ヶ月間
2023年6月分	-	2ヶ月間
2023年7月分	-	1ヶ月間
2023年8月分	-	1ヶ月間

<特別措置の適用対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金・ガス料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

特別措置の適応をご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

本特別措置に関するお問い合わせ先

ファミリーネット・ジャパン でんき・ガスお客さまセンター

電気：0120-829-416（携帯電話・PHS 可）

ガス：0120-829-418（携帯電話・PHS 可）

9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）